

使用の制限

次のいずれかに該当すると管理事務所が判断した場合は使用承認を致しません。

又、今後の使用をお断りさせていただく場合があります。

1. 公の秩序、風俗を害する恐れがあると判断されるとき
2. 建物や設備を破損する恐れがあると判断されるとき。
3. 特定の主義主張の為の布教・宣伝活動等と判断されるとき。
(寄付金の募集・政治活動・宗教活動及びそれに類する場合。)
4. 大音量・異臭等公衆に不快の念を与えると予測される等、付近住民並びに通行人等に危害・迷惑・支障を与える恐れがあると判断されるとき。
(野外の為、音量の制限をさせていただく場合があります。)
5. その他、プラザの管理運営に支障が認められるとき、または支障があると予測されるとき。

使用承認の取消

次のいずれかに該当すると管理事務所が判断したときは、「プラザ使用承認書」発行後でも使用承認の取消又は、使用の中止を命じます。使用承認の取消により、使用者側が損害を受けた場合でも管理事務所は如何なる責任も負いませんのでご了承ください。

1. 前項の【使用の制限】に該当する内容の行為を行ったとき。
2. 承認なしに使用内容を変更したとき。
3. 使用の権利を第三者に譲渡又は転貸したとき。
4. 関係官公庁からの中止の指導及び勧告が出たとき。
5. 「プラザ使用申込書」に虚偽の記載事項があったとき。

使用料の返還

既納の使用料は、原則として返還はいたしません。

但し、不測の事故や災害等特別の事由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を返還いたします。

不可抗力による使用中止

1. 不測の事故や災害、雨天時のプラザ使用の可否の判断は、使用当日の午前10時の時点で管理事務所と代表者で協議のうえ判断を行います。
2. 不可抗力により催物が中止になった場合は、使用の順延又は使用料金の返還をいたします。
但し、使用開始後の中止は開催が成立したものと判断し使用料金の返還はいたしません。
3. 催物開催中止に伴い使用者側が損害を受けた場合でも、管理事務所は如何なる責任も負いません。